

# ○ 男鹿地区消防一部事務組合公印規則

昭和 48 年 6 月 1 日  
規 則 第 3 号

改正 平成 19 年 3 月 26 日 規則第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、男鹿地区消防一部事務組合の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称及び管理者)

**第 2 条** 公印の名称及び管理者は、次のとおりとする。

ひな形 番 号	名 称	管 理 者	使 用 区 分	個 数
(1)	男鹿地区消防一部事務組合管理者之印	総務課長	公債契約財政財産関係文書 組合管理者名を以ってする 文書	1
(2)	男鹿地区消防一部事務組合会計管理者之印	会計管理者	金券及び会計管理者名を以 ってする文書	1

2 公印の形状は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

**第 3 条** 公印の管理に関する事務は、総務課長が総括する。

- 2 総務課長は、公印台帳（様式第 1 号）を備え、公印の新調、改刻又は廃止のつど必要な事項を記載しなければならない。
- 3 公印は、常に確実に管理し、保管については、管理者がその責に任じなければならない。ただし、特別な理由により公印を持ちだして使用するときは、公印持出簿（様式第 2 号）により管理者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず日曜、休日及び退庁時間後における公印の取り扱いについては、当直員がその責に任じなければならない。

(公印の使用)

**第 4 条** 公印を使用するときは、押印しようとする文書に原議を添え、管理者又は当直者に提示し、承認を得た上で押印し、契約しなければならない。

(公印の新調、改刻及び廃止)

**第 5 条** 公印の新調、改刻及び廃止は、管理者の承認を得て総務課長が取り扱う。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成 19 年規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

